

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 石井 啓一

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内から同県安芸郡海田町東海田字曾田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字大 谷山	一〇四一八番一	山林	山林	一〇、三四〇	—	①の部分 八四・三二

2 使用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字大 谷山	一〇四一八番一	山林	山林	一〇、三四〇	—	②の部分 三・七七 ③の部分 三・〇八 （別添実測平面図中

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 跡田 榮子

（住所） 広島県広島市安芸区上瀬野町二五二二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

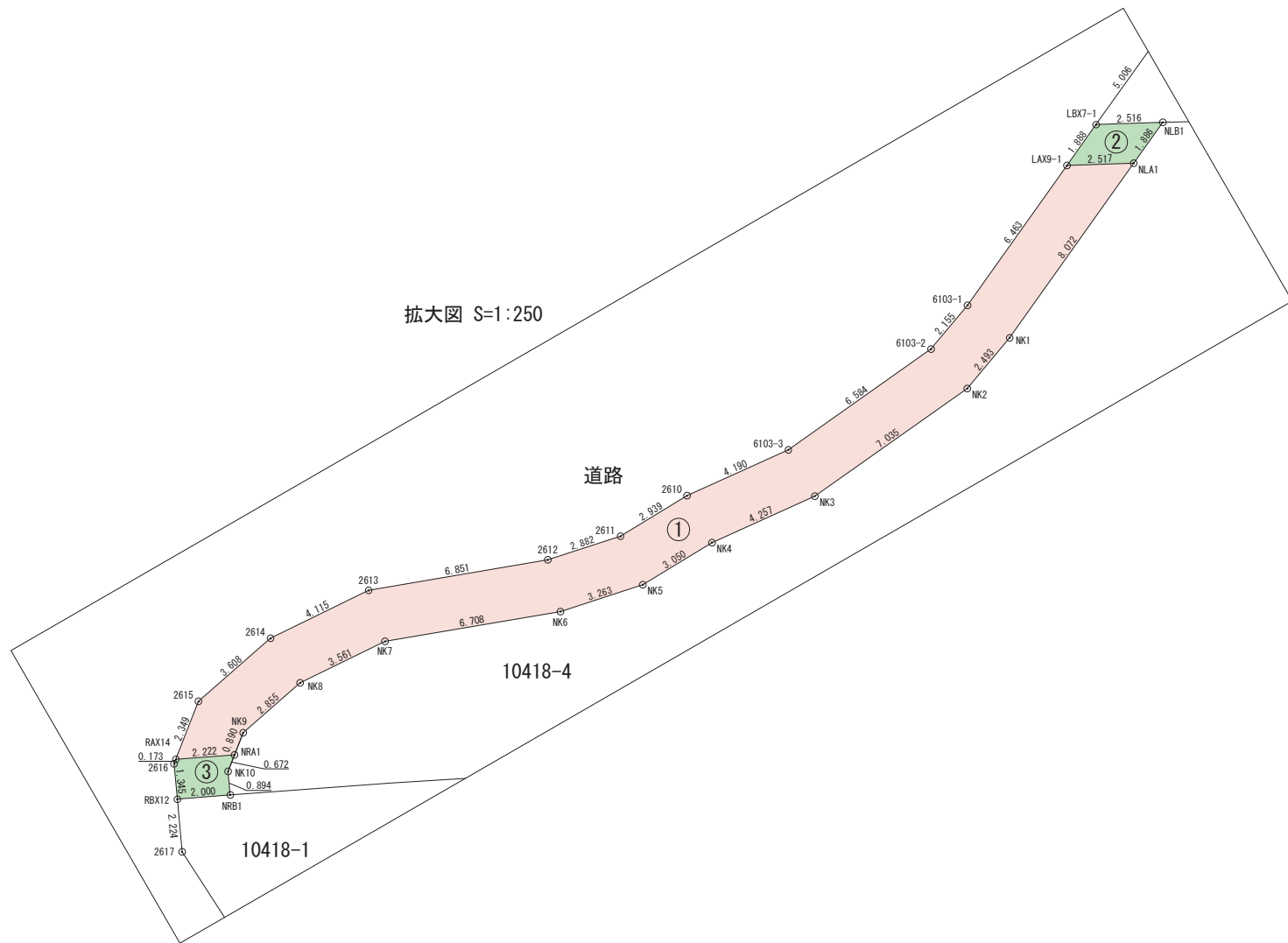
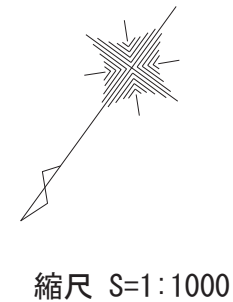
六 土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日

平成二十九年四月二十五日

別添

実測平面図

広島市安芸区上瀬野町字大谷山 10418番1



地番 10418-1				
① 収用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
6103-1	プラスチック杭	-175577.264	42746.124	2.155
6103-2	プラスチック杭	-175575.114	42746.272	6.584
6103-3	プラスチック杭	-175568.880	42748.391	4.190
2610	プラスチック杭	-175565.240	42750.467	2.939
2611	プラスチック杭	-175562.526	42751.595	2.882
2612	プラスチック杭	-175560.195	42753.291	6.851
2613	プラスチック杭	-175555.296	42758.081	4.115
2614	プラスチック杭	-175551.660	42760.009	3.608
2615	プラスチック杭	-175548.141	42760.809	2.349
RAX14	木杭	-175545.868	42760.216	2.222
NRA1		-175547.312	42758.526	0.890
NK9		-175548.174	42758.751	2.855
NK8		-175550.958	42758.118	3.561
NK7		-175554.104	42756.449	6.708
NK6		-175558.901	42751.759	3.263
NK5		-175561.540	42749.839	3.050
NK4		-175564.357	42748.668	4.257
NK3		-175568.056	42746.559	7.035
NK2		-175574.717	42744.295	2.493
NK1		-175577.205	42744.124	8.072
NLA1		-175585.277	42744.207	2.517
LAX9-1	木杭	-175583.727	42746.191	6.463
倍面積		168.643088		
面積		84.321544		
地積		84.32 m ²		

② 使用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
LBX7-1	木杭	-175585.615	42746.211	1.888
LAX9-1	木杭	-175583.727	42746.191	2.517
NLA1		-175585.277	42744.207	1.886
NLB1		-175587.163	42744.227	2.516
倍面積		7.549576		
面積		3.774788		
地積		3.77 m ²		
③ 使用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
2616	プラスチック杭	-175545.700	42760.172	1.345
RBX12	木杭	-175544.687	42759.287	2.000
NRB1		-175545.988	42757.767	0.894
NK10		-175546.661	42758.356	0.672
NRA1		-175547.312	42758.526	2.222
RAX14	木杭	-175545.868	42760.216	0.173
倍面積		6.172384		
面積		3.086192		
地積		3.08 m ²		

- ・ 収用しようとする土地の面積
① 84.32m²
- ・ 使用しようとする土地の面積
② 3.77m²+③ 3.08m²= 6.85m²

※10430番1の土地所有者は境界の主張がない

凡例	
	収用しようとする土地
	使用しようとする土地